

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
平成29年第3回箕面市議会定例会議案
(追加第1号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

箕 面 市

平成 29 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 31 号	平成 28 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件	1
報告第 32 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	3
第 86 号議案	業務委託契約締結の件（証明書等の交付請求の受付及び引渡し業務）	7
第 87 号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立多文化交流センター）	9
第 88 号議案	町の区域の変更及び町の新設の件	11
第 89 号議案	北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件	17
第 90 号議案	箕面市特別業務地区建築条例改正の件	27
第 91 号議案	箕面市営住宅管理条例改正の件	31
第 92 号議案	平成 29 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）	33
第 93 号議案	平成 29 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）	59
第 94 号議案	平成 29 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）	75
第 95 号議案	平成 29 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）	89
第 96 号議案	平成 29 年度箕面市競艇事業会計補正予算（第 2 号）	101

第97号議案 箕面市副市長の選任について同意を求める件	107
第98号議案 箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	109
第99号議案 箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	111
第100号議案 箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件	113
第101号議案 箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	115
第102号議案 箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	117
第103号議案 箕面市有功者の議決を求める件	119

報告第31号

平成28年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

箕面市教育委員会教育長 藤迫 稔

別冊のとおり

報告第32号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の5件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年6月23日専決）

- (1) 事故発生日時 平成28年11月16日 午前10時17分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市今宮三丁目49番1地先 箕面墓地公園前交差点付近
- (3) 相手方 兵庫県川西市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の救急自動車（箕面消防署警防第一室 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、救急現場に向けて緊急走行中、交差点の中央線付近で右折のため停車していた相手方車両を右側から追い越そうとしたところ、右折を開始した同車両と接触し、同車両の右前部バンパー等及び救急自動車の左前部フェンダー等を破損したものである。
- (5) 和解の内容 1 本件事故による相手方の損害額は、284,382円とし、市は、相手方に56,876円を支払う。

2 本件事故による本市の損害額は、71,215円とし、相手方は、市に56,972円を支払う。

(6) 和解年月日 平成29年6月23日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年6月28日専決）

(1) 事故発生日時 平成29年4月3日 午後1時頃

(2) 事故発生場所 箕面市萱野二丁目7番40号 箕面市立萱野小学校駐車場内

(3) 相 手 方 箕面市在住の個人

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、本市の公用車（子ども未来創造局学校施設管理室
██████████ 運転）に乗車しようと運転席のドアを開けたところ、隣に駐車していた相手方の自動車に接触し、その右後部ドアが損傷したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、91,408円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成29年6月28日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年7月28日専決）

(1) 事故発生日時 平成29年5月9日 午前9時25分頃

(2) 事故発生場所 箕面市桜ヶ丘二丁目28番17地先 市道ト線路上

- (3) 相 手 方 箕面市在住の個人
- (4) 事 故 の 状 況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 [REDACTED] 運転）が、上記日時・場所において、ごみ収集のため坂道で停車し、収集を終えて発進しようとしたところ、ギアの誤操作により後退したため、後続していた相手方の自動二輪車に接触し、そのハンドル等を破損させたものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額（物損に限る。）は、228,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 平成29年8月1日

4 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年7月28日専決）

- (1) 事故発見日時 平成29年5月27日 午前10時45分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市石丸一丁目14番1号 指定介護老人福祉施設内
- (3) 相 手 方 箕面市所在の法人
- (4) 事 故 の 状 況 上記場所において、箕面市立第四中学校野球部の打撃練習中に防球ネットを飛び越えたボールが、同校の東側にある相手方の建物5階南側バルコニー内にある隔て板に当たり、破損させたものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、43,200円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 平成29年8月2日

5 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年8月10日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年7月13日 午前7時15分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市石丸一丁目12番2号 事業所敷地内
- (3) 相 手 方 箕面市所在の法人
- (4) 事 故 の 状 況 上記日時・場所において、箕面市立第四中学校野球部の打撃練習中に防球ネットを飛び越えたボールが、同校の南側にある事業所敷地内に駐車していた相手方所有の自動車に当たり、そのボンネットを破損させたものである。
- (5) 和 解 の 内 容 本件事故による相手方の損害額は、149, 165円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和 解 年 月 日 平成29年8月10日

第 8 6 号議案

業務委託契約締結の件

次のとおり業務委託契約を締結する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 契 約 の 目 的 箕面市立多文化交流センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務

2 契 約 の 相 手 方 箕面市小野原西五丁目 2 番 36 号
公益財団法人箕面市国際交流協会
理事長 西 岡 章 典

3 契 約 の 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 23 条において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により箕面市立多文化交流センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務の委託契約を締結するため、同法第 34 条第 3 項の規定により提案するものである。

第 8 7 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 公の施設の名称 箕面市立多文化交流センター
- 2 指定管理者 箕面市小野原西五丁目 2 番 36 号
公益財団法人箕面市国際交流協会
理事長 西 岡 章 典
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

箕面市立多文化交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 88 号議案

町の区域の変更及び町の新設の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更し、及び町を新設する。

平成 29 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉田哲郎

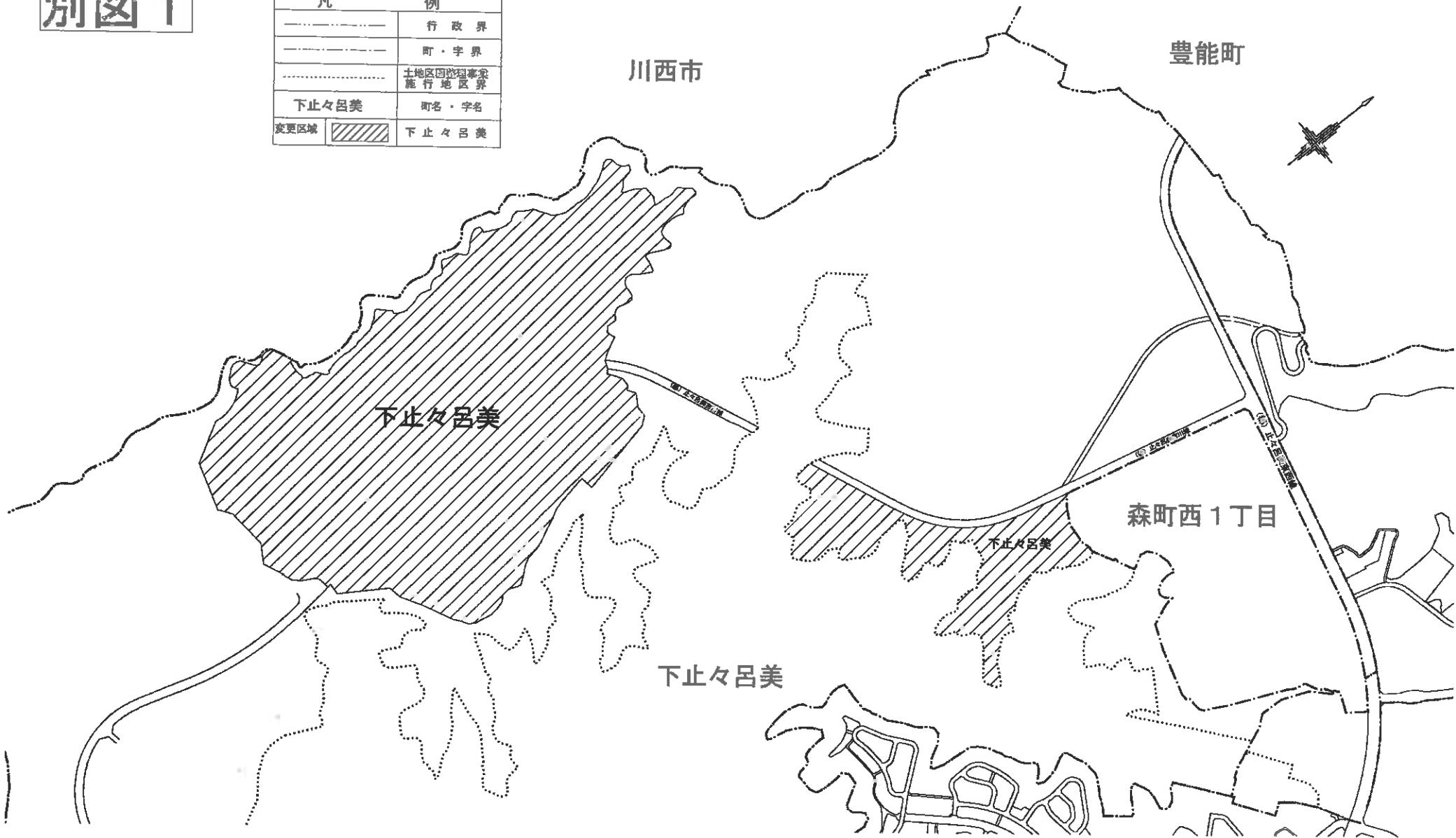
- 1 下止々呂美の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図 2 に示すとおり、1において除いた区域をもって森町西一丁目の区域を変更し、並びに森町西二丁目及び森町西三丁目を新設する。
- 3 1 及び 2 の処分は、地方自治法第 260 条第 2 項の規定による告示によりその効力を生ずる。

（提案理由）

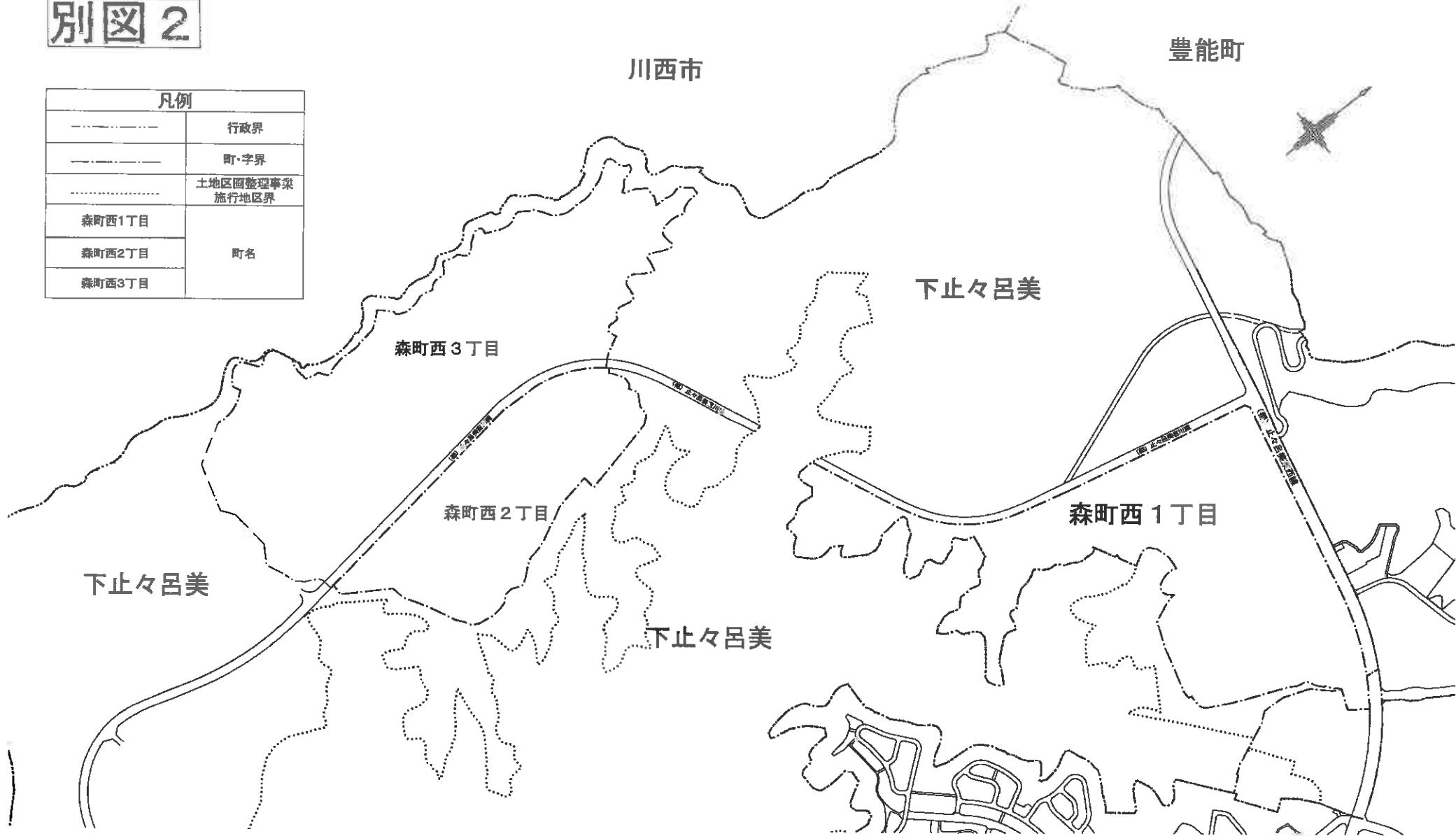
北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の施行区域内において、住居表示を実施するに当たり、町の区域を変更し、及び町を新設するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案するものである。

別図 1

凡 例	
-----	行政界
-----	町・字界
-----	土地区画整理事業施行地区界
下止々呂美	町名・字名
変更区域	下止々呂美



別図 2



第八十九号議案

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市条例第 号

箕面市長 倉田哲郎

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき、北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画（平成二十九年箕面市告示第百七十五号。以下「箕面船場駅前地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）並びに箕面船場駅前地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第三条 この条例は、箕面船場駅前地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第四条 箕面船場駅前地区地区計画の区域内においては、次に掲げる建築物は、

建築してはならない。

一 箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和五十八年箕面市条例第二十九号）第二条第二号に規定するラブホテル

二 法別表第二(ち)項第二号に係るもの

三 ぱちんこ屋
(二)

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項第五号に係るもの

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの

六 ボーリング場

七 畜舎（床面積の合計が十五平方メートル以下のものを除く。）

2 法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合は、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

一 増築又は改築が基準時（法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、同条第二項の規定により引き続き前項の規定（同項の規定が改正された場合は、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるもので、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条第一項、第二項及び第七項並びに法第五十三条の規定に適合すること。

二 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

三 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第五条 建築物の敷地面積の最低限度は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表(い欄に掲げる最低限度に適合するものでなければならぬ。ただし、公益上必要な建築物として規則で定めるものの敷地として使用する土地については、この限りでない。

2 前項の規定の適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

一 前項の建築物の敷地面積の最低限度が変更された際、建築物の敷地面積の最低限度に関する従前の制限に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなつた土地

二 前項の規定に適合するに至つた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至つた土地

3 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第一項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用

するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

一 法第八十六条の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第一項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなつた土地

二 第一項の規定に適合するに至つた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至つた土地

(壁面の位置の制限)

第六条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、別図に示す一点鎖線の部分については二メートル以上とし、点線の部分については一メートル以上とする。ただし、本文に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 地区施設を構成するものであること。

二 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが二・三メートル以下で、かつ、床面積の合計が五平方メートル以内であること。

(建築物の高さの最高限度)

第七条 建築物の高さの最高限度は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表(欄)に掲げる制限に適合するものでなければならぬ。
(建築物の高さの最低限度)

第八条 建築物の高さの最低限度は、別表に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表(欄に掲げる制限に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地区施設を構成する建築物（当該建築物に地区施設を構成する部分以外の部分がある場合にあっては、地区施設を構成する建築物の部分に限る。）
- 二 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の措置)

第九条 建築物の敷地が箕面船場駅前地区計画の区域の内外にわたる場合における第四条の規定については、この規定による制限を受ける区域に存する当該建築物の部分（規則で定める共用部分を除く。）について、この規定を適用する。

2 建築物の敷地が箕面船場駅前地区計画の区域の内外にわたる場合、別表に掲げる地区の一以上の地区にわたる場合又は別表に掲げる地区と当該地区以外の区域とにわたる場合における第五条の規定については、その敷地の過半が当該区域又は地区内に存するときはその敷地の全部について、この規定を適用し、その敷地の過半が当該区域又は地区外に存するときはその敷地の全部について、この規定は適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第十条 市長が、公益上必要な建築物で、用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして地区の利便性に貢献し、周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内で第四条から前条までの規定は、適用しない。

(罰則)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- 二 第五条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
(建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより同項の規定に違反した場合は、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者)

三 第六条、第七条又は第八条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、当該建築物の工事施工者)

四 法第八十七条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

- 2 前項第三号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第一項の刑を科する。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第五条、第七条—第九条関係）

地区	文教・芸術地区	建築物の數	(い)
地区	建築物の高さの最高限度は、百メートルとする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、五メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。	建築物の高さの最低限度は、十二メートルとする。	(ろ)
地区	建築物の高さの最高限度は、百メートルとする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、五メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。	建築物の高さの最低限度は、十二メートルとする。	(は)

別図（第6条関係）



(提案理由)

北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該区域内における建築物に関する制限を定めるため、本条例を制定するものである。

第九十号議案

箕面市特別業務地区建築条例改正の件

箕面市特別業務地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別業務地区建築条例の一部を改正する条例

箕面市特別業務地区建築条例（昭和四十八年箕面市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「及び第一百六条の規定に基づき」を「の規定に基づき、特別業務地区（）に、「として定める特別業務地区内における建築物の建築制限又は禁止及びこれらの制限に違反した者に対する罰則に関する必要な事項を定めるもの」を「において定める特別業務地区をいう。以下同じ。）内における建築物に関する制限を定める」とにより、卸売業その他の業務施設の集積地としての利便性の増進及びその環境の保護に資することを目的」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（適用地域）

第二条の二 この条例は、特別業務地区の区域（地区計画（当該地区計画の区域の面積が三ヘクタール以上のものに限る。）が定められている区域内において、法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限が定められている区域を除く。）内に適用する。

第三条中「特別業務地区内」を「前条に規定する区域内」に、「卸売業務」を「卸売業その他の業務」に改める。

第四条中「法第三条第二項の規定により引き続き」を「同項の規定によ

り引き続き」に改める。

第五条第一項第一号中「又は前条」及び「、所有者、管理者又は占有者」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 法第八十七条第二項において準用する第三条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第五条第二項中「第一項」を「同項」に改める。

別表中「別表 特別業務地区内の建築制限」を「別表（第三条関係）」に改め、同表一の項を次のように改める。

一 箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和五十八年箕面市条例第二十九号）第二条第二号に規定するラブホテル

別表中二の項及び三の項を削り、四の項を二の項とし、同項の次に次のように加える。

三 法別表第二(ち)項第二号に係るもの

別表中五の項を削り、六の項を四の項とし、同表七の項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同項を同表五の項とし、同表八の項を同表六の項とし、同表九の項中「、スケート場又は水泳場」を削り、同項を同表七の項とし、同表中十の項を八の項とし、十一の項を九の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北大阪急行南北線の延伸による新駅の設置に伴い、駅を中心とした都市核の形成に向けて一部の建築物の用途の制限を見直すため、本条例を改正するものである。

第九十一号議案

箕面市営住宅管理条例改正の件

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月四日提出

箕面市条例第 号

箕面市営住宅管理条例の一部を改正する条例

箕面市営住宅管理条例（平成九年箕面市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

第十九条第二項中「第八条」を「第七条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市営借上住宅アルセ箕面の借上期間の満了に伴い、市営住宅の用途を廃止するため、本条例を改正するものである。

第92号議案

平成29年度簗面市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度簗面市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,002,268千円を追加し、歳入歳出それぞれ54,604,946千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年9月4日提出

簗面市長 倉田哲郎

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入 款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 地 方 特 例 交 付 金		103,000	19,255	122,255
10 地 方 支 付 税	1 地 方 特 例 交 付 金	103,000	19,255	122,255
14 国 庫 支 出 金	1 地 方 支 付 税	800,000	26,187	826,187
15 府 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	6,182,638	2,157	6,184,795
17 寄 附 金	1 府 負 担 金	4,561,546	1,078	4,562,624
18 繰 入 金	1 寄 附 金	1,001	11,978	12,979
19 繰 越 金	1 基 金 繰 入 金	3,854,510	1,800,000	5,654,510
20 諸 収 入	1 繰 越 金	90,493	94,023	184,516
21 債	5 雜 入	1,216,885	3,990	1,220,875
		581,662	3,990	585,652
	1 市 債	3,296,700	43,600	3,340,300
		3,296,700	43,600	3,340,300
- 34 -				
歳 入 合 計		52,602,678	2,002,268	54,604,946

歳 出		補正前の額	補 正 額	計
	款 項	千円	千円	千円
2 給 業 費	1 総務管理費	5,768,857	23,317	5,792,174
		4,913,608		4,936,925
3 民 生 費	2 児童福祉費	20,022,908	9,068	20,031,976
		8,583,208	4,315	8,587,523
4 衛 生 費	4 国民健康保険費	1,211,251	4,753	1,216,004
		3,460,391	△1,323	3,459,068
5 清掃費	2 清掃費	2,042,132	△2,323	2,039,809
6 農林水産業費	3 市民医療総合施設費	150,000	1,000	151,000
		115,133	37,152	152,285
7 農業費	1 農業費	97,357	37,152	134,509
8 土木費	4 都市計画費	8,043,400	△1,262	8,042,138
		5,774,543	△1,262	5,773,281
9 教育費	5 教育費	7,029,025	△4,412	7,024,613
		1,239,402	300	1,239,702
10 文化費	6 保健体育費	901,093	△4,712	896,381
11 諸支払金	1 諸支払金	3,310,375	1,939,728	5,250,103
		750	129,070	129,820
12 諸支払金	2 基本金費	621,245	1,810,658	2,431,903
歳出合計		52,602,678	2,002,268	54,604,946

第2表 債務負担行為補正

- 36 -

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
多文化交流センター管理運営事業			平成29年度から平成34年度	328,200千円
(仮称) 畫面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業			平成29年度から平成47年度	13,901,639千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額 千円	起債の方法	利 率 %以内	償還の方法		その他
					資金区分 年以内	償還期間 年以内	
災害支援システム事業	補正前						
	補正後	10,200	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 その他の 25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等
農地施設整備事業	補正前						
	補正後	33,400	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 その他の 25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等

注) ただし、利率見直し方式による借り入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成 29 年度
(2017年度)

箕面市一般会計補正予算（第 3 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	23,537,000	0	23,537,000
2 地 方 譲 与 税	231,000	0	231,000
3 利 子 割 交 付 金	79,000	0	79,000
4 配 当 割 交 付 金	184,000	0	184,000
5 株式等譲渡所得割交付金	202,000	0	202,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	0	2,200,000
7 ゾルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	87,000	0	87,000
9 地 方 特 例 交 付 金	103,000	19,255	122,255
10 地 方 交 付 税	800,000	26,187	826,187
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,172,144	0	1,172,144
13 使 用 料 及 び 手 数 料	696,938	0	696,938
14 国 庫 支 出 金	10,143,842	2,157	10,145,999
15 府 支 出 金	4,561,546	1,078	4,562,624
16 財 産 収 入 金	123,619	0	123,619
17 寄 附 金	1,001	11,978	12,979
18 繰 入 金	3,854,510	1,800,000	5,654,510
19 繰 越 金	90,493	94,023	184,516
20 諸 収 入	1,216,885	3,990	1,220,875
21 市 債	3,296,700	43,600	3,340,300
歳 入 合 計	52,602,678	2,002,268	54,604,946

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	456,852 千円	0 千円	456,852 千円
2 総 務 費	5,768,857	23,317	5,792,174
3 民 生 費	20,022,908	9,068	20,031,976
4 衛 生 費	3,460,391	△1,323	3,459,068
5 労 働 費	60,378	0	60,378
6 農 林 水 産 業 費	115,133	37,152	152,285
7 商 工 費	144,250	0	144,250
8 土 木 費	8,043,400	△1,262	8,042,138
9 消 防 費	1,580,805	0	1,580,805
10 教 育 費	7,029,025	△4,412	7,024,613
11 災 害 復 旧 費	20,000	0	20,000
12 公 債 費	2,540,304	0	2,540,304
13 諸 支 出 金	3,310,375	1,939,728	5,250,103
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	52,602,678	2,002,268	54,604,946

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
0	0	0	0
0	10,200	0	13,117
3,235	0	0	5,833
0	0	1,000	△2,323
0	0	0	0
0	33,400	0	3,752
0	0	0	0
0	0	0	△1,262
0	0	0	0
0	0	300	△4,712
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	10,658	1,929,070
0	0	0	0
3,235	43,600	11,958	1,943,475

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科	目	補正前の額	補正額	計
款	項			
9 地 方 特 例 交 付 金		千円 103,000	千円 19,255	千円 122,255
1 地 方 特 例 交 付 金		103,000	19,255	122,255
1 地 方 特 例 交 付 金		103,000	19,255	122,255
10 地 方 交 付 税		800,000	26,187	826,187
1 地 方 交 付 税		800,000	26,187	826,187
1 地 方 交 付 税		800,000	26,187	826,187
14 国 庫 支 出 金		10,143,842	2,157	10,145,999
1 国 庫 負 担 金		6,182,638	2,157	6,184,795
1 民 生 費 国 庫 負 担 金		5,999,320	2,157	6,001,477
15 府 支 出 金		4,561,546	1,078	4,562,624
1 府 負 担 金		2,138,833	1,078	2,139,911
1 民 生 費 府 負 担 金		2,138,833	1,078	2,139,911
17 寄 附 金		1,001	11,978	12,979
1 寄 附 金		1,001	11,978	12,979
1 ふ る さ と 寄 附 金		1,001	11,978	12,979
18 繰 入 金		3,854,510	1,800,000	5,654,510
1 基 金 繰 入 金		3,696,251	1,800,000	5,496,251
8 財 政 調 整 基 金 繰 入 金		0	1,800,000	1,800,000
19 繰 越 金		90,493	94,023	184,516
1 繰 越 金		90,493	94,023	184,516
1 前 年 度 繰 越 金		90,493	94,023	184,516
20 諸 収 入		1,216,885	3,990	1,220,875
5 雜 入		581,662	3,990	585,652

-44-

区 分	金 额	説 明
		千円
1 地 方 特 例 交 付 金	19,255	1 減収捕てん特例交付金 補正後 122,255,000円－補正前 103,000,000円
1 地 方 交 付 税	26,187	1 普通交付税 補正後 726,187,000円－補正前 700,000,000円
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	2,157	5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 8,247,000円－補正前 6,090,000円
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	1,078	4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 4,123,000円－補正前 3,045,000円
1 ふ る さ と 寄 附 金	11,978	1 ふるさと寄附金 補正後 12,979,000円－補正前 1,001,000円
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,800,000	1 財政調整基金繰入金 1,800,000
1 前 年 度 繰 越 金	94,023	1 前年度繰越金 補正後 184,516,000円－補正前 90,493,000円

(原) 20 資收入
(項) 5 雜入

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

科	目	補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
		0	3,990	3,990
20	4 過年 度 収 入			
21	市			
1	市 債	3,296,700	43,600	3,340,300
2	総務 債	52,400	10,200	62,600
6	農 林 水 産 業 債	0	33,400	33,400

区分	金額	説明
1 通年収入	3,990 千円	1 通年収入 平成28年度生活保護費府費負担金
1 総務管理事業債	10,200	3 災害支援物資管理システム整備事業債 10,200
1 農業債	33,400	1 農地施設整備事業債 33,400

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3歳出

(新) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 款 項 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
2 総務費	5,768,857	23,317	5,792,174	市債 一般財源 10,200 13,117
1 総務管理費	4,913,608	23,317	4,936,925	市債 一般財源 10,200 13,117
1 一般管理費	1,578,797	10,000	1,588,797	一般財源 10,000
16 防災対策費	125,453	13,317	138,770	市債 一般財源 10,200 3,117
3 民生費	20,022,908	9,068	20,031,976	国庫支出金 府支出金 一般財源 2,157 1,078 5,833
2 児童福祉費	8,583,208	4,315	8,587,523	国庫支出金 府支出金 一般財源 2,157 1,078 1,080
2 児童福祉施設費	3,670,316	4,315	3,674,631	国庫支出金 府支出金 一般財源 2,157 1,078 1,080
4 国民健康保険費	1,211,251	4,753	1,216,004	一般財源 4,753
1 国民健康保険費	1,211,251	4,753	1,216,004	一般財源 4,753
4 衛生費	3,460,391	△1,323	3,459,068	寄附金 一般財源 1,000 △2,323
2 清掃費	2,042,132	△2,323	2,039,809	一般財源 △2,323
2 塵芥処理費	350,585	△2,323	348,262	一般財源 △2,323
3 市民医療総合施設対策	150,000	1,000	151,000	寄附金 1,000

区分	金額 千円	説明	明 千円
23 債還金利子 及び割引料	10,000	64 市税過年度還付事務事業【税務課】 23 債還金利子及び割引料 1 債還金 市税過年度還付金	10,000 10,000 10,000
11 需用費	540	52 防災システム等管理運用事業(臨時)【市民安全政策室】 13 委託料 1 委託料 災害支援物資管理システム構築委託	10,277 10,277 10,277
13 委託料	12,777	58 ため池防災マップ整備事業【水防・土砂災害対策推進室】 11 需用費 4 印刷製本費 ハサードマップ 13 委託料 1 委託料 ハサードマップ作成業務委託	3,040 540 540 2,500 2,500
20 扶助費	4,315	6 母子生活支援施設入所事業(扶助費)【子育て支援課】 20 扶助費 1 扶助費 母子生活支援施設入所費	4,315 4,315 4,315
28 繰出金	4,753	50 特別会計国民健康保険事業費繰出金(臨時)【国民健康保険室】 28 繰出金 3 特別会計国民健康保険事業費繰出金 職員給与費等繰出	4,753 4,753 4,753
18 備品購入費	△2,323	51 ごみ収集事業(臨時)【環境整備室】 18 備品購入費 2 機械器具費 収集車両4台	△2,323 △2,323 △2,323

(款) 4 衛生費
(項) 3 市民医療総合施設対策費

(款) 4 衛生費
(項) 3 市民医療総合施設対策費

科 款 項	目 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円
4 3	2 病院事業費	30,000	1,000	31,000	寄附金 1,000
	6 農林水産業費	115,133	37,152	152,285	市債 33,400 一般財源 3,752
1	農業費	97,357	37,152	134,509	市債 33,400 一般財源 3,752
4	農地費	21,177	37,152	58,329	市債 33,400 一般財源 3,752
	8 土木費	8,043,400	△1,262	8,042,138	一般財源 △1,262
4	都市計画費	5,774,543	△1,262	5,773,281	一般財源 △1,262
	2 公園維持費	181,398	△1,262	180,136	一般財源 △1,262
	10 教育費	7,029,025	△4,412	7,024,613	寄附金 300 一般財源 △4,712
2	小学校費	1,239,402	300	1,239,702	寄附金 300
2	教育振興費	49,457	300	49,757	寄附金 300
	6 保健体育費	901,093	△4,712	896,381	一般財源 △4,712
3	学校給食費	492,899	△4,712	488,187	一般財源 △4,712
	13 諸支出金	3,310,375	1,939,728	5,250,103	寄附金 10,658 一般財源 1,929,070
1	諸費	750	129,070	129,820	一般財源 129,070
2	諸費	0	129,070	129,070	一般財源 129,070

区 分	金額	説 明
19 負担金補助 及び交付金	1,000 千円	50 病院事業会計繰出事業（臨時）【市立病院】 1,000 千円 19 負担金補助及び交付金 2 補 助 金 医療機器等購入補助金 1,000
15 工事請負費	37,152	50 犀地施設補修及び改修事業【公園緑地室】 37,152 15 工事請負費 1 工事請負費 さく泉整備工事 37,152
13 委託料	△5,081	1 公園維持管理事業【公園緑地室】 △5,081 13 委託料 1 委託料 公園施設管理委託他 △5,081
19 負担金補助 及び交付金	3,819	2 市民による公園管理事業【公園緑地室】 3,819 19 負担金補助及び交付金 3 交付金 自主管理費交付金 3,819
18 備品購入費	300	53 北小学校教育振興事業（臨時）【北小学校】 300 18 備品購入費 3 教材教具費 指導用教材教具 300
13 委託料	△4,712	16 小学校給食実施事業【学校給食室】 △4,712 13 委託料 1 委託料 給食調理業務委託 △4,712
23 償還金利子 及び割引料	129,070	50 国庫負担金返還事業【障害者支援室】 11,119 23 償還金利子及び割引料 1 償還金 (款) 13 諸支出金 (項) 1 諸費 11,119 11,119

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

科 目	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円
款 項	目				
13	1 2[諸 費]				
2 基 金 費	621,245	1,810,658	2,431,903	寄附金 一般財源	10,658 1,800,000
1 財政調整基金費		2,829	2,831	寄附金	2,829
2 都市施設整備費 基 金	1	1,500,000	1,500,001	一般財源	1,500,000
5 未来子ども費	1	2,555	2,556	寄附金	2,555
6 保健福祉総合推進 基 金 費	1,001	760	1,761	寄附金	760
9 市立病院医療体制 整備基金費	344	780	1,124	寄附金	780
11 北大阪急行 南北線延伸整備 基 金	556,352	1,373	557,725	寄附金	1,373
12 あんしん消防 救急基金費	30,001	170	30,171	寄附金	170
13 学校教育施設 整備基金費	1	300,000	300,001	一般財源	300,000

区 分	金 額	明 説	千円
		平成 28 年度障害者自立支援給付費負担金 返還金他	11,119
51 国庫負担金等返還事業【障害福祉課】			3,668
23 債還金利子及び割引料			3,668
1 債 還 金		平成 28 年度自立支援医療等負担金返還金 他	3,668
52 国庫交付金返還事業【高齢福祉室】			128
23 債還金利子及び割引料			128
1 債 還 金		平成 28 年度地域介護・福祉空間整備等施 設整備費交付金返還金	128
53 国庫負担金等返還事業【生活保護室】			114,155
23 債還金利子及び割引料			114,155
1 債 還 金		平成 28 年度生活保護費国庫負担金返還金 他	114,155
25 積 立 金	2,829	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】 25 積 立 金	2,829
		2 財政調整基金積立金	2,829
25 積 立 金	1,500,000	50 都市施設整備基金積立事業【財政経営室】 25 積 立 金	1,500,000
		3 都市施設整備基金積立金	1,500,000
25 積 立 金	2,555	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】 25 積 立 金	2,555
		18 未来子ども基金積立金	2,555
25 積 立 金	760	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】 25 積 立 金	760
		13 保健福祉総合推進基金積立金	760
25 積 立 金	780	50 市立病院医療体制整備基金積立事業【市立病院】 25 積 立 金	780
		6 市立病院医療体制整備基金積立金	780
25 積 立 金	1,373	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】 25 積 立 金	1,373
		14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	1,373
25 積 立 金	170	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 25 積 立 金	170
		20 あんしん消防救急基金積立金	170
25 積 立 金	300,000	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】 25 積 立 金	300,000
		4 学校教育施設整備基金積立金	300,000

(収) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

款	項	科 目	補正前の額		計	補正額の財源内訳
			千円	千円		
13	2	14 みどり推進費 基 金	29,966	2,191	32,157	寄附金 2,191

区分	金額	節	明
	千円		千円
25 積立金	2,191	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】	2,191
		25 積立金	2,191
		22 みどり推進基金積立金	2,191

(款) 13 諸支出金
 (項) 2 基金費

債務負担行為で翌年度以降にわたる
及び当該年度以降の支出予定額等に

事 項	補 正 区 分	限 度 額 千円	前 年 度 末 ま で の 支 出 額	
			期 間	金 額 千円
多文化交流センター管理運営事業	補 正 前			
	補 正	328,200		
	補 正 後	328,200		
(仮称) 篠面船場駅前地区まちづ くり拠点施設整備運営事業	補 正 前			
	補 正	13,901,639		
	補 正 後	13,901,639		

ものについての前年度末までの支出額
に関する調書

期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
		国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他
平成29年度 (2017年度) か ら 平成34年度 (2022年度)	328,200			328,200
平成29年度 (2017年度) か ら 平成34年度 (2022年度)	328,200			328,200
平成29年度 (2017年度) か ら 平成47年度 (2035年度)	13,901,639	3,648,639	8,977,000	1,276,000
平成29年度 (2017年度) か ら 平成47年度 (2035年度)	13,901,639	3,648,639	8,977,000	1,276,000

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	補正区分	前前年度末	前年度末	当該年度中増減見込		当該年度末現在高見込額
		現在高	現在高	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	補正前	12,588,815	13,489,513	(7,497,300)	2,296,700	976,540
	補正			43,600		43,600
	補正後	12,588,815	13,489,513	2,340,300	976,540	22,350,573
(12) その他の 補正	補正前	2,321,802	2,840,491	(5,993,300)	306,200	268,448
	補正			43,600		43,600
	補正後	2,321,802	2,840,491	(5,993,300)	349,800	268,448
合計	補正前	29,928,722	30,623,985	(7,497,300)	3,296,700	2,246,944
	補正			43,600		43,600
	補正後	29,928,722	30,623,985	(7,497,300)	3,340,300	2,246,944
- 58 -						39,214,641

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。

当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第93号議案

平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）

平成29年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,761千円を減額し、歳入歳出
それぞれ17,982,700千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 賛入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補 正 領 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		2 国 庫 支 出 金	2,824,425	10,584	2,835,009
		2 国 庫 補 助 金	518,823	10,584	529,407
5 前期高齢者交付金		1 前期高齢者交付金	4,151,653	3,611	4,155,264
9 繼 入 金		1 他会計繰入金	4,151,653	3,611	4,155,264
		1 他 会 計 繼 入 金	1,211,251	4,753	1,216,004
10 諸 収 入		1 雜 入	1,344,051	△21,709	1,322,342
		1 雜 入	1,344,051	△21,709	1,322,342
歳 入 合 計			17,985,461	△2,761	17,982,700

歳出		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		1 総務管理費	231,409 197,675	15,337 15,337	246,746 213,012
3 後期高齢者支援金等		1 後期高齢者支援金等	1,723,261 1,723,261	△4,947 △4,947	1,718,314 1,718,314
4 前期高齢者納付金等		1 前期高齢者納付金等	6,209 6,209	65 65	6,274 6,274
6 介護納付金		1 介護納付金	624,680 624,680	△5,870 △5,870	618,810 618,810
11 予備費		1 予備費	2,000 2,000	14,363 14,363	16,363 16,363
12 繰上充用金		1 繰上充用金	1,337,491 1,337,491	△21,709 △21,709	1,315,782 1,315,782
歳出合計			17,985,461	△2,761	17,982,700

平成 29 年度
(2017 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,427,653	0	3,427,653
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,824,425	10,584	2,835,009
4 療養給付費等交付金	45,332	0	45,332
5 前期高齢者交付金	4,151,653	3,611	4,155,264
6 府支出金	1,289,920	0	1,289,920
7 共同事業交付金	3,690,190	0	3,690,190
8 財産収入	1	0	1
9 繼入金	1,211,251	4,753	1,216,004
10 諸収入	1,344,051	△21,709	1,322,342
歳入合計	17,985,461	△2,761	17,982,700

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 231,409	千円 15,337	千円 246,746
2 保険給付費	9,464,754	0	9,464,754
3 後期高齢者支援金等	1,723,261	△4,947	1,718,314
4 前期高齢者支援金等	6,209	65	6,274
5 老人保健拠出金	31	0	31
6 介護納付金	624,680	△5,870	618,810
7 共同事業拠出金	4,447,513	0	4,447,513
8 保健事業費	133,511	0	133,511
9 基本金積立金	1	0	1
10 諸支出去金	14,601	0	14,601
11 予備費	2,000	14,363	16,363
12 緑上充用金	1,337,491	△21,709	1,315,782
歳出合計	17,985,461	△2,761	17,982,700

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 國府支出金	定 財			—般財源
	地 方 債	そ の 他	千円	
千円 10,584	0	0	0	千円 4,753
0	0	0	0	0
0	0	0	0	△4,947
0	0	0	0	65
0	0	0	0	0
0	0	0	0	△5,870
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	14,363
0	0	0	0	△21,709
10,584	0	0	0	△13,345

2 歳 入

(歳) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

科 目	補正前の額	補正額	計
款 項		千円	千円
3 国 庫 支 出 金	2,824,425	10,584	2,835,009
2 国 庫 補 助 金	518,823	10,584	529,407
2 制 度 関 係 業 務 準 備 事 業 費 補 助 金	35,671	10,584	46,255
5 前 期 高 齢 者 交 付 金	4,151,653	3,611	4,155,264
1 前 期 高 齢 者 交 付 金	4,151,653	3,611	4,155,264
1 前 期 高 齢 者 交 付 金	4,151,653	3,611	4,155,264
9 緑 入 金	1,211,251	4,753	1,216,004
1 他 会 計 緑 入 金	1,211,251	4,753	1,216,004
1 一 般 会 計 緑 入 金	1,211,251	4,753	1,216,004
10 諸 収 入	1,344,051	△21,709	1,322,342
1 雜 入	1,344,051	△21,709	1,322,342
10 歳 入 欠 か ん 補 塗 収 入	1,337,491	△21,709	1,315,782

節	説明	
区分	金額	千円
1 制度関係業務準備事業費補助金 補助金	10,584	1 制度関係業務準備事業費補助金 補正後 46,255,000円 - 補正前 35,671,000円
1 前期高齢者交付金	3,611	1 前期高齢者交付金 補正後 4,155,264,000円 - 補正前 4,151,653,000円
2 職員給与費等 総入金	4,753	1 職員給与費等総入金 補正後 197,621,000円 - 補正前 192,868,000円
1 歳入欠かん 補填収入	△21,709	1 歳入欠かん補填収入 補正後 1,315,782,000円 - 補正前 1,337,491,000円
		△21,709

(款) 10 諸収入
(項) 1 雜入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款 項				
1 総務費	231,409	15,337	246,746	国庫支出金 一般財源 国庫支出金 一般財源 一般財源 一般財源
1 総務管理費	197,675	15,337	213,012	国庫支出金 一般財源 国庫支出金 一般財源 一般財源 一般財源
1 一般管理費	195,261	15,337	210,598	国庫支出金 一般財源 国庫支出金 一般財源 一般財源 一般財源
3 後期高齢者支援金等	1,723,261	△4,947	1,718,314	一般財源 △4,947
1 後期高齢者支援金等	1,723,261	△4,947	1,718,314	一般財源 △4,947
1 後期高齢者支援金	1,723,149	△4,947	1,718,202	一般財源 △4,947
4 前期高齢者納付金等	6,209	65	6,274	一般財源 65
1 前期高齢者納付金等	6,209	65	6,274	一般財源 65
1 前期高齢者納付金	6,090	65	6,155	一般財源 65
6 介護納付金	624,680	△5,870	618,810	一般財源 △5,870
1 介護納付金	624,680	△5,870	618,810	一般財源 △5,870
1 介護納付金	624,680	△5,870	618,810	一般財源 △5,870
11 予備費	2,000	14,363	16,363	一般財源 14,363
1 予備費	2,000	14,363	16,363	一般財源 14,363
12 繰上充用金	1,337,491	△21,709	1,315,782	一般財源 △21,709
1 繰上充用金	1,337,491	△21,709	1,315,782	一般財源 △21,709

区 分	金 额 千円	説 明
13 委託料	15,257	51 國民健康保険システム改修事業【國民健康保険室】 13 委託料 1 委託料 システム改修委託 15,257
18 備品購入費	80	18 備品購入費 1 斧用器具費 管理用 80
19 負担金補助及び交付金	△4,947	25 保険給付事業(後期高齢者支援金)【國民健康保険室】 △4,947 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 後期高齢者支援金 △4,947
19 負担金補助及び交付金	65	27 保険給付事業(前期高齢者納付金)【國民健康保険室】 △4,947 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 前期高齢者納付金 65
19 負担金補助及び交付金	△5,870	31 保険給付事業(介護納付金)【國民健康保険室】 △5,870 19 負担金補助及び交付金 5 拠出金 介護給付費納付金 △5,870

(款) 12 繰上充用金

(項) 1 繰上充用金

科 款 項	目 目	補正前の額		計 千円	補正額の財源内訳 千円
		前 年 度	繰 上 充 用 金		
12 1	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	1,337,491		△21,709	1,315,782 一般財源 △21,709

区分	金額 千円	説明	明 千円
22 换算補填 及び賠償金	△21,709	50 線上充用事業【国民健康保険室】	△21,709
		22 换算補填及び賠償金	△21,709
		2 换算金	△21,709
		平成28年度歳入歳出差引不足額補填金	△21,709

(収) 12 線上充用金
(現) 1 線上充用金

第94号議案

平成29年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）

平成29年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,741千円を追加し、歳入歳出それぞれ10,807,743千円とする。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表

歳入歳出予算補正

- 76 -

歳 入		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
歳 入	款				
4 支 払 基 金 交 付 金			2,870,604	3,343	2,873,947
	1 支 払 基 金 交 付 金		2,870,604	3,343	2,873,947
8 繰 越 金			1	75,398	75,399
	1 繰 越 金		1	75,398	75,399
歳 入 合 計			10,729,002	78,741	10,807,743

歳 出		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	歳出合計				
5 諸 支 出 金					
	1 債還金及び償付加算金	2,285	78,741	81,026	
		2,285	78,741	81,026	
	10,729,002	78,741	10,807,743		

平成 29 年度
(2017 年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）説明書

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括
歳 入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 保険料	2,310,595	0	2,310,595
2 使用料及び手数料	231	0	231
3 国庫支出金	2,183,893	0	2,183,893
4 支払基金交付金	2,870,604	3,343	2,873,947
5 府支输出金	1,496,761	0	1,496,761
6 財産収入	1	0	1
7 繼入金	1,866,733	0	1,866,733
8 繰越金	1	75,398	75,399
9 諸収入	183	0	183
歳入合計	10,729,002	78,741	10,807,743

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
			千円
1 総務費	285,025	0	285,025
2 保険給付費	9,872,826	0	9,872,826
3 地域支援事業費	566,865	0	566,865
4 基本金積立金	1	0	1
5 諸支出金	2,285	78,741	81,026
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	10,729,002	78,741	10,807,743

補 正 額 の 財 源 内 訳

特 定 財	財 源			—般財源
	國府支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	78,741
0	0	0	0	0
0	0	0	0	78,741

2歳入

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

科	目	補正前の額	補正額	計
款	項	目		
4	支 払 基 金 交 付 金	2,870,604	3,343	2,873,947
1	支 払 基 金 交 付 金	2,870,604	3,343	2,873,947
2	地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	106,213	3,343	109,556
8	緑 越 金	1	75,398	75,399
1	緑 越 金	1	75,398	75,399
1	前 年 度 緑 越 金	1	75,398	75,399

節	説明
区分	金額 千円
2 過年度分	3,343
1 過年度分	3,343
1 前年度繰越金	75,398
	1 前年度繰越金 補正後 75,399,000円—補正前 1,000円
	75,398

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

科	目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円
款 項	目				
5 諸 支 出 金		2,285	78,741	81,026	一般財源
1 償還金及び還付加算金		2,285	78,741	81,026	一般財源
2 償 返 金		1	78,741	78,742	一般財源
					78,741

節	説 明	
区分	金額 千円	千円
23 債還金利子 及び割引料	78,741	
		54 諸支出金事業（債還金）【介護・医療・年金室】
		78,741
		23 債還金利子及び割引料
		78,741
		1 債還金
		78,741
		国費等返還金
		78,741

(款) 5 諸支出金
(項) 1 債還金及び還付加算金

第95号議案

平成29年度箕面市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度箕面市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	135,000千円	1,000千円	136,000千円
第2項 負担金		1,000千円	1,000千円
			支 出
第1款 資本的支出	166,064千円	1,000千円	167,064千円
第1項 建設改良費	135,062千円	1,000千円	136,062千円
第3条 債務負担行為をできる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。			
事 項	補 正 前	補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間
新市立病院整備 基本計画（第1 期）策定事業		平成29年度 から 平成30年度 まで	4,158千円

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成29年度（2017年度）箕面市病院事業会計補正予算（第1号）説明書

平成29年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第1号)

資本的収入及び支出

取入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備考
1 資本的 収入			135,000	1,000	136,000	
2 負担金				1,000	1,000	
	1 他会計負担金			1,000	1,000	

支出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備考
1 資本的 支出			166,064	1,000	167,064	
1 建設改良費			135,062	1,000	136,062	
	1 固定資産購入費		135,062	1,000	136,062	

平成29年度 篠面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区	分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー				
業務活動によるキャッシュ・フロー ①		285,734		285,734
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△ 135,062	△ 1,000	△ 136,062	
一般会計からの繰入金による収入		1,000		1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 145,662		△ 145,662	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	115,098		115,098	
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	255,170		255,170	
5. 資金期首残高	1,385,964	△ 740,258	645,706	
6. 資金期末残高	1,641,134	△ 740,258	900,876	

債務負担行為に関する調書

事項	補正区分	限度額 千円	前年度末までの支払額	当該年度以降の支払額	左の 財源内訳
			義務発生(見込) 期間	義務発生予定期間	診療収入 千円
新市立病院整備基本計画（第1期）策定事業	補正前				
	補正	4,158	平成29年度 (2017年度) から 平成30年度 (2018年度) まで	4,158	4,158
	補正後	4,158	平成29年度 (2017年度) から 平成30年度 (2018年度) まで	4,158	4,158

平成29年度（2017年度）箕面市病院事業会計補正予算（第1号）参考資料

実施計画内訳書

資本的収入及び支出

取 入

款・項・目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	節
1 資本的収入	135,000	1,000	136,000	
2 負担金		1,000	1,000	
1 他会計負担金		1,000	1,000	一般会計負担金

支 出

款・項・目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	節
1 資本的支出	166,064	1,000	167,064	
1 建設改良費	135,062	1,000	136,062	
1 固定資産購入費	135,062	1,000	136,062	器械備品費

金額	説明
千円	千円
1,000	医療機器整備等負担金
1,000	新規計上

金額	説明
千円	千円
136,062	高額医療機器
53,524	1,000 増

第96号議案

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成29年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市競艇事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 一日平均売上金額	511,905千円	59,035千円	570,940千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 競艇事業収益	46,625,645千円	5,178,059千円	51,803,704千円
第1項 営業収益	46,623,039千円	5,178,059千円	51,801,098千円
支			出
第1款 競艇事業費用	46,531,964千円	4,988,313千円	51,520,277千円
第1項 営業費用	45,835,963千円	4,688,313千円	50,524,276千円
第4項 予備費用	80,000千円	300,000千円	380,000千円

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田 哲郎

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

(単位 千円)

支 出 款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競艇事業 収益		46,625,645	5,178,059	51,803,704	
1 営業収益		46,623,039	5,178,059	51,801,098	
1 開催収益	43,946,000	5,068,098	49,014,098	舟券売上金、返還金	
4 その他営業収益	612,463	109,961	722,424	入場料収入、端数切替金収入、時刻収入、寄附金他	
					(単位 千円)

- 102 -

平成29年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	93,681	189,746	283,427
業務活動によるキャッシュ・フロー①	67,761	189,746	257,507
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	2,999	0	2,999
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4 資金の増加額④=①+②+③	70,760	189,746	260,506
5 資金期首残高	3,814,099		3,814,099
6 資金期末残高	3,884,859	189,746	4,074,605

平成 29 年度(2017年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 2 号)参考資料

実施計画内訳書

收益的收入及支出

收入

- 104 -

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 競艇事業収益				
1 営業収益				
1 開催収益				
4 その他営業収益	612,463	109,961	722,424	

收益的收入及支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 競艇事業費用		46,531,964	4,988,313	51,520,277
1 営業費用		45,835,963	4,688,313	50,524,276
1 開催費		34,962,578	4,056,322	39,018,900
2 交付金		2,054,983	240,941	2,295,924
3 販売促進費		984,506	24,000	1,008,506
4 施設費		1,288,224	198,726	1,486,950
6 委託費		3,531,660	152,455	3,684,115
7 管理費		626,670	15,869	642,539
4 予備費		80,000	300,000	380,000
1 予備費		80,000	300,000	380,000

明細		備考	
節	金額 (千円)		
			(千円)
本場舟券発売金	4,987,360	本場舟券売上金 電話投票舟券返還金	4,880,000 180,000 増 107,360 3,960 増
電話投票舟券発売金	22,084,398	電話投票舟券返還金	21,609,000 3,909,000 増 475,398 85,998 増
場間場外舟券発売金	18,671,940	場間場外舟券売上金 場間場外舟券返還金	18,270,000 870,000 増 401,940 19,140 増
端数切捨金收入	95,918	払戻金端数切捨金	95,918 9,918 増
時効收入	52,700	本場舟券払戻金時効收入 場間場外舟券払戻金時効收入	9,760 360 増 36,540 1,740 増
寄附金	541,434	電話投票運営協力金	541,434 97,943 増

明細		備考	
節	金額 (千円)		(千円)
使用料	606,781	中央情報処理装置使用料	606,781 109,765 増
負担金	1,038,100	全国モーターボート競走施行者協議会	653,457 118,209 増
払戻金	35,969,250	舟券払戻金	35,969,250 3,719,250 増
返還金	1,055,098	舟券返還金	1,055,098 109,098 増
交付金	2,295,924	モーターボート競走法第25条交付金 モーターボート競走法第30条交付金	1,416,297 181,247 増 607,595 59,694 増
報償費	58,672	後援事業費他	46,972 24,000 増
賃借料	1,486,950	住之江競艇場借上料	1,287,366 198,726 増
委託料	3,684,115	場間場外発売委託	3,183,882 152,455 増
負担金	393,243	全国モーターボート競走施行者協議会	314,631 15,869 増
予備費	380,000	予備費	380,000 300,000 増

第97号議案

箕面市副市長の選任について同意を求める件

次の者を箕面市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 柿谷武志

略歴

昭和56年 3月	京都芸術短期大学造形芸術学科卒業
同 60年 4月	箕面市役所勤務
平成10年 4月	箕面市都市計画部まちづくり推進課主査
同 13年 4月	箕面市都市整備部まちづくり推進課担当主査
同 15年 4月	箕面市都市整備部付け課長補佐（開発指導担当）

同 17年 4月	箕面市都市計画部開発調整課長
同 22年 4月	箕面市地域創造部次長（交通政策・北大阪鉄道延伸担当）
同 25年 2月	箕面市地域創造部鉄道延伸・交通戦略統括監
同 25年10月	箕面市地域創造部鉄道延伸・まちづくり政策統括監
同 28年 4月	箕面市政策総括監（地域創造部担当）
同 29年 4月	箕面市政策総括監（現在に至る。）

(提案理由)

柿谷武志氏を箕面市副市長に選任するため、提案するものである。

第 98 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次のとおり箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 29 年 9 月 4 日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 委員に任命する者

氏名 山元行博

略歴

昭和 50 年 3 月	立命館大学経営学部卒業
同 50 年 9 月	寝屋川市立第七中学校教諭
同 53 年 4 月	寝屋川市立第九中学校教諭
平成 6 年 4 月	寝屋川市立第一中学校教諭
同 8 年 4 月	大阪府教育委員会事務局義務教育課指導主事

同 12年 4月	大阪府教育委員会事務局教育振興室主査・主任指導主事
同 13年 4月	豊中市教育委員会事務局学校教育部教職員課長
同 16年 4月	豊中市教育委員会事務局学校教育室長
同 18年 4月	豊中市教育委員会事務局教育次長（教育担当）
同 18年 8月	豊中市教育委員会委員
同 18年 8月	豊中市教育委員会教育長
同 25年 4月	関西外国語大学短期大学部教授
同 25年 4月	箕面市教育委員会委員（現在に至る。）
同 25年 4月	箕面市教育委員会委員長
同 29年 4月	箕面市教育委員会代表教育委員兼教育長職務代理者（現在に至る。）

2 任期

平成29年12月24日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

山元行博氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。

第99号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 大砂 裕幸

略歴

昭和56年 3月	早稲田大学法学部卒業
同 58年 10月	司法試験合格
同 61年 4月	司法修習修了
同 61年 4月	弁護士登録（現在に至る。）
平成16年 5月	税理士登録（現在に至る。）

同 21年 4月	大阪弁護士会副会長
同 22年 4月	大阪弁護士会財務委員会委員長
同 23年 4月	吹田市開発審査会会长
同 23年 4月	吹田市建築審査会会长
同 24年 4月	大阪市公正職務審査委員会委員
同 24年 5月	箕面市情報開示審査会会长（現在に至る。）
同 24年 6月	日本弁護士連合会財務委員会副委員長
同 25年 6月	箕面市公平委員会委員（現在に至る。）
同 27年 4月	大阪府建設工事総合評価等審査会委員（現在に至る。）

(提案理由)

大砂裕幸氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

第100号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 黄 堂 泰 昌

略歴

昭和57年 3月	同志社大学工学部卒業
同 59年 8月	カリフォルニア大学サンタクラーズ校大学院修士課程修了
同 63年10月	オックスフォード大学大学院博士課程修了
平成14年 8月	株式会社スピルリナ研究所代表取締役社長（現在に至る。）
同 14年 8月	株式会社オービット商事代表取締役社長（現在に至る。）

同 24年 2月 一般社団法人日本栄養評議会理事（現在に至る。）
同 25年 11月 箕面市公平委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

黄堂泰昌氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

第101号議案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名岡田 隆

略歴

昭和56年 3月	大阪大学法学部卒業
同 56年 4月	もりもとベビー株式会社入社
平成 2年 4月	新御堂法律事務所入所（事務職員）
同 5年 10月	司法試験合格
同 8年 4月	司法修習修了

同 8 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 8 年 4 月	新御堂法律事務所入所
同 16 年 6 月	岡田隆法律事務所開設（現在に至る。）
同 22 年 2 月	川西市政治倫理審査会委員（現在に至る。）
同 23 年 11 月	箕面市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）
同 24 年 1 月	岸和田簡易裁判所司法委員
同 29 年 1 月	吹田簡易裁判所司法委員（現在に至る。）

(提案理由)

岡田 隆氏を引き続き箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。

第102号議案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 川口純司

略歴

平成 2 年 3 月	関西大学経済学部卒業
同 4 年 3 月	大阪経済大学大学院経済学研究科修士課程修了
同 5 年 8 月	川口節夫税理士事務所入所
同 8 年 2 月	税理士登録（現在に至る。）
同 8 年 2 月	川口純司税理士事務所開設（現在に至る。）

同 19年11月 箕面商工会議所1号議員
同 27年 3月 箕面商工会議所監事（現在に至る。）
同 28年 1月 箕面市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

川口純司氏を引き続き箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。

第103号議案

箕面市有功者の議決を求める件

次の者を有功者とするため、箕面市有功者表彰条例（昭和58年箕面市条例第5号）第2条第1号の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月4日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名伊藤哲夫

略歴

昭和48年	3月	大阪工業大学短期大学部卒業
同49年	8月	箕面市役所勤務
同61年	7月	箕面市都市計画部市街地建築課設計工務係長
平成6年	4月	箕面市地域整備部新都心整備課長補佐
同10年	4月	箕面市都市計画部萱野中央整備推進課長

同 14年 4月	箕面市都市整備部拠点整備室長
同 17年 4月	箕面市都市計画部総務次長
同 19年 4月	箕面市都市計画部長
同 21年 4月	箕面市政策総括監
同 22年 2月	箕面市副市長
同 29年 5月	箕面市副市長退任

(提案理由)

伊藤哲夫氏は、本市有功者に列せられることが相当と認めるので、提案するものである。